

金融再生法に基づく資産判定基準の概要

- 金融整理管財人の管理する金融機関からブリッジバンク（承継銀行）が資産を引き継ぐ時に、引継ぎが適当か否かの判定の基準。
- 特別公的管理銀行の保有し続ける資産として適当か否かの判定の基準としても活用。

1. 債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性に基づき判定。

当該金融機関が債務者の特殊事情（特許や保証など）に基づき将来の収益や債務履行の確保を見込んできており、これが合理的と認められる場合は、その事情を考慮。

2. 具体的な判定

(1) 正常先債務者 ⇒ 適当

(2) 要注意先債務者

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。

		債務の履行状況	
		正 常	①貸出条件緩和 ②元利金支払延滞
財務内容の健全性	(繰越損益) 繰越利益	A ⇒ 適当	B
	繰越損失	⇒ 2年後の期末までにAに移行するなら適当	
	債務超過	C ⇒ 不適当	

ただし、①住宅ローンなどの個人向け定型ローン等のみを保有する債務者、②債務総額が5,000万円未満であり、元金の支払及び利息の返済を当初の貸出契約どおり行っている債務者 ⇒ 適当

(3) 破綻懸念先債務者、実質破綻先債務者、破綻先債務者 ⇒ 不適当